

平成29年第9回

教育委員会(定例会)会議録

交野市教育委員会



1. 招 集 平成29年7月27日（金）午後1時30分
2. 開 会 平成29年7月27日（金）午後1時30分
3. 閉 会 平成29年7月27日（金）午後2時20分
4. 出席委員 八木 隆夫教育長  
尾崎 靖二教育長職務代理者  
森脇 正子委員  
亥埜 誠治委員  
伊丹 香寿美委員
5. 事務局 河野 宏甲教育次長兼教育総務室長・北田 千秋学校教育部長  
長・竹田 和之生涯学習推進部長・大湾 喜久男学校教育部付部長兼学校規模適正化室長・小川 暢子生涯学習推進部付部長  
長・和久田 寿樹学校規模適正化室長代理・後藤 秀也教育総務室長代理・殿山 泰央学校規模適正化室課長・竹田 知宏指導課長・木村 浩幸学校管理課長・寺本 憲昭給食センター所長・真鍋 成史社会教育課長・本多 章博社会教育課長・清水 健次青少年育成課長・末松 肇図書館長・川村 光子図書館課長、重本 匡陽指導課長代理、中西 誠指導課長代理
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員指名  
日程 2 会議時間決定

日程 3 議案第22号 平成30年度使用交野市小中学校教科用図書の採択について

日程 4 報告第7号 教育長の報告について

日程 5 議案第23号 交野市野外活動センター条例を廃止する条例に対する意見を市長に申し出ることについて

日程 6 議案第24号 平成29年9月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて

## 7. 議事内容

八木教育長 皆さんこんにちは。只今から平成29年7月第9回教育委員会定例会議を開催したいと思います。

開催の前に事務局から本日の出席状況を報告願います。

後藤室長代理 出席状況を報告いたします。

本日の出席者は5名でございます。地教行法第14条第7項の規定のより本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

八木教育長 報告はお聞きのとおりです。次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと

と思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし

八木教育長

ご異議がございませんので、公開したいと思います。

本日、4人の傍聴希望がございますので、許可したいと思います。事務局、準備をお願いします。

八木教育長

只今から、平成29年第9回教育委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議は、お手元に配布いたしております議事日程に従い進めたいと思います。

なお、傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴者の皆様におかれましては、入口に掲示しております注意事項を遵守の上、傍聴していただくようお願いいたします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員

はい。

八木教育長

ご異議がありませんので、伊丹委員を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。



覧〉

資料8 平成30年度使用小学校教科用図書について〈総合  
所見〉

資料9 平成30年度使用教科用書図書（小学校）調査報告  
書

資料10 平成29年6月9日から7月5日の間、開催され  
ました平成30年度小・中学校教科書展示会にて提出のあった  
ご意見

資料11 平成30年度小学校教科書見本本の発行者別一  
覧

以上でございます。

それでは、提案理由について説明させていただきます。

平成30年度小・中学校教科用図書の採択について、説明さ  
せていただきます。

平成30年度に交野市立小学校で使用する教科用図書につ  
いては、資料1「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関  
する法律施行令」第15条（同一教科用図書を採択する期間）  
に「種目ごとに同一の教科用図書を採択する場合を除き、四年  
とする」となっております。

続いて資料2-2にありますとおり大阪府教育委員会が作  
成・提示した「平成30年度使用義務教育諸学校教育用図書採  
択の基本事項1-(1)」には、小学校の平成30年度使用教  
科用図書については、「特別教科 道徳」及び、学校教育法附  
則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書を除

き、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、平成29年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。

1(2)をご覧ください。ここでは、中学校の平成30年度使用教科用図書について、学校教育法附則9条の規定による特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、平成29年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。

また、平成26年度使用小学校教科用図書、平成27年度中学校教科用図書採択後、新しい教科用図書は発行されていないため、同一教科用図書を採択することとなっており、さらに、採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為はなかったことを報告いたします。

以上のことから、平成30年度使用小・中学校教科用図書については、現在使用しております小・中学校教科用図書は、資料3、資料4の一覧のとおりといたします。

以上、提案説明とさせていただきます。

八木教育長

ありがとうございます。提案の説明が終わりました。  
質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

各委員

はい。

八木教育長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。

只今、議案となっております議案第22号「平成30年度使用小・中学校教科用図書」については、小学校国語 光村図書出版「国語」、書写 日本文教出版「小学書写」、社会 教育出版「小学社会」、地図 帝国書院「楽しく学ぶ 小学生の地図帳4・5・6年」、算数 東京書籍「新編 新しい算数」、理科 新興出版社啓林館「わくわく理科わくわく理科プラス」、生活 新興出版社啓林館「せいかつせいかつ探検ブック」、音楽 教育出版「小学音楽 音楽のおくりもの」、図画工作 日本文教出版「図画工作」、家庭 開隆堂出版「小学校 わたしたちの家庭科」、保健 学研教育みらい「新・みんなの保健」

中学校

国語 光村図書出版「国語」、書写 光村図書出版「中学書写」、社会（地理的分野）教育出版「中学社会 地理 地域にまなぶ」、社会（歴史的分野）教育出版「中学社会 歴史 未来をひらく」、社会（公民的分野）教育出版「中学社会 公民とともに生きる」、地図 帝国書院「中学校社会科地図」、数学 東京書籍「新編 新しい数学」、理科 東京書籍「新編 新しい科学」、音楽（一般） 教育芸術社「中学生の音楽」、音楽（器楽合奏） 教育芸術社「中学生の器楽」、美術 日本文教出版「美術」、保健体育 東京書籍「新編 新しい保健体育」、技術・家庭（技術分野）教育図書「新技術・家庭 技術分野」、技術・

家庭（家庭分野）開隆堂出版「技術・家庭(家庭分野)」、外国語（英語）三省堂「NEW CROWN ENGLISH SERIES NEW Edition」を採択することに異議ありませんか。

各委員                    はい。

八木教育長                異議なしと認めます。

よって、「平成30年度使用小・中学校教科用図書採択」については、以上のとおり採択することといたします。

続きまして、平成30年度使用小学校教科用図書「特別の教科 道徳」の採択について流れ等に関する説明をお願いします。

重本課長代理              このたびの、「特別の教科 道徳」を採択する基準につきましては、資料2-2の1（1）ア～エに示されております。

本市はエの1市町1採択地区の教育委員会が採択する場合には、2（2）に定める教科用図書選定委員会運営要領によることに当たります。

次のページの2-（2）をご覧ください。

2（2）にありますとおり、1市町1採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会を設置し、教育委員会の諮問により、教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関しては教育委員会に意見を答申することとなっております。

また、資料5の第3条にありますように、選定委員会の委員は、教育委員会の事務局職員、交野市立学校の校長そして交野市立学校に在籍する児童または生徒の保護者となっており、幅広く意見を頂くことになっております。

第8条では教科用図書の研究を行う際、専門的な調査研究を行うため調査員を置くこととなっております。

なお、資料2-2の2(2)キでは、調査員は採択が適正に行われるために、府が提示する小学校教科用図書選定資料(道徳)を活用し、必要な調査検討を行い、適切な資料を選定委員会に報告することとなっております。

八木教育長

「特別の教科 道徳」の採択につきましては以上のことに基づき、採択を進めたいと思います。

それでは、お手元に配布させていただいております交野市義務教育諸学校教科用図書選定委員会からの答申について、選定委員長より報告を受けたいと思います。

北田部長

それでは、「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会」の調査研究結果について報告させていただきます。

お手元の資料6をご覧ください。

平成30年度使用小学校教科用図書「特別の教科 道徳」について(答申)

交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例第2条に基づき、平成29年5月16日(火)、交野市立青年の家 教

育委員室において第 1 回交野市立義務教育諸学校教科用図書  
選定委員会を開催し、①公正確保の観点から当会を秘密会にす  
ること、②調査員において専門的な調査・研究を行うこと、③  
参考資料として、学校からの所見を求めること等を決定いたし  
ました。

選定を進めるにあたり、4名の調査員により専門的に教科用  
図書について調査・研究が行われ、7月6日（木）の第2回  
選定委員会にて、調査員からの調査報告書に基づく口頭報告を  
受けました。

同日、各8社の調査報告書等を基に適正かつ公正に審議を行  
い、7月14日（金）に開催した第3回選定委員会にて最終審  
議し、別紙のとおり取りまとめましたので答申いたします。

資料7の一覧につきましては、発行者別に教科用図書の所見  
をまとめたものでございます。資料8 総合所見をご覧ください。

#### 1.特別の教科 道徳

各発行者とも学習指導要領の特別の教科 道徳（以下「道  
徳科」という。）の目標達成に必要な内容が取り扱われてい  
る。

その中でも光村図書出版は、児童の成長を考慮し小学校6  
年間を意識した教材の組織・配列がされており、学校生活の  
実態や児童の成長に合わせ取扱いやすくなっている。

学習のめあてが教材の末尾に示され、多面的・多角的に考  
えが深められるよう工夫がされている。

また、学習のプロセスを記録できるように、学習の区切り目において「学びの記録」が設けられ、児童が無理なく振り返りをし、記述できるよう工夫されている。

さらに、道徳科での学びが他教科や日常生活につながるためのヒントも示され、学んだ事を深く心にとどめたり、今後の課題について考えたりすることができるよう配慮されていることも特徴の1つである。

光文書院は、いじめ防止について直接的・間接的に自身の問題として考えることができるよう配慮されている。

また、主体的に関われるよう「みんな仲良し 楽しい学校」が全学年で取り上げられ、他者との関わりの中でよりよく生きるためにどうしたらよいのかを、発達段階に応じて考えることができるよう取り扱われている。

さらに、各教材タイトル横に発問を併記しており、問題意識を持って臨めるよう工夫されている。

教材の巻末には、「学びの足あと」として学習を一覧できる折り込みのページを設け、自身の学習を振り返って成長を実感したり、整理したりできるよう工夫されている。

以上、報告させていただきます。

八木教育長

ありがとうございました。

それでは、見本を見ていただきながら、採択を行いたいと思います。

ご意見ございませんか。

森脇委員            はい。

八木教育長        森脇委員。

森脇委員            選んでいただいたのは、一番目が光村図書出版でしたよね。  
二番目が光文書院ですよね。  
光文書院の方がとても好感をもって読みました。  
選ぶときには比較が大切だと思います。  
同じ教科書で作られて選ぶわけですから比較なんです。  
比較するときには、やはり同じ教材で比較するのが一番わかりやすいです。  
同じ教材を取り上げてどういうふうな方向からそれを子どもたちが取り込もうとしているのかを読み取るのが一番いいと思いました。  
それで、5年生で、「奪われた自由」それを読んだときも、何を考えさせるのかということ、問いは書かれているんですけど、一番最後に光村図書出版では「あなた方が言っている自由というのは、問われたときに王子はどんなことを考えていたでしょう」そういう言葉が他にも多いです。  
「誰々が、その時どんなふうに考えていたでしょう。」  
個人のその時の思いを考えさせる、そんな問いかけが、これだけでは無くてあるんです。  
それはどうなのだろうと思いました。  
そうではなくて全体としてこの文章から、この物語から、な

にを教えたいのか、ということをお子たちには明確に伝えたい方がいいのかと思っております。

これは国語の教科書ではないので、国語の教科書であれば翻訳や言葉の意味や文章の意味などを、前もって考えさせるのはどうなのかな、という事はあると思うんですね。

でもこれは、道徳の本なので何を伝えたいのか何を考えさせたいのかという事が、明確に伝わった方がいいと同時に全体として捉えて物事を考える、というふうな考え方を身につけさせたいなと個人的に思うので、ちょっと考え方でどうかなと思います。

光文書院のマイナス面で一点上げられていた、あまりにも考えさせる要素を前もって下に書いてあるので、それはどうなのだろうという事がありました。

個人的にはその方がいいと思っています。なぜならば国語の教科書ではないからです。

これは道徳の教科書なので、何を考えさせたいのか、という事を明確に問うて、そのための文章に過ぎないので、そこをしっかりと考えながら読む、そこを考える、考える部分も焦点を絞って考えさせることが大切ではないかなと考えたので、そこはわたしは問題ではないと思いましたが、教える先生の事情もあると思いますので、そこは分からないので、個人的な意見です。

八木教育長

他にございませんか。

伊丹委員            はい。

八木教育長            伊丹委員。

伊丹委員            森脇委員の方から中身について言われましたが、形式的に見た目が読みやすいか読みにくいかという観点で、両社を比較してみると、個人的には、光文書院の方が、絵や配置などが見やすく、光村図書出版は字が多くみえるというところで、字を読むことが得意な子は問題ないかもしれませんが、苦手な子にとっては、字が沢山書いているのは嫌だということで、取組に影響がないのかな、という気はしました。

ただそこは先生の方でしっかり誘導していただいて、教えてもらうので問題ない点なのかもしれませんが、見た感じでは、とっつきやすいのは光文書院なのかなと個人的な認識は持ちました。

八木教育長            他にございませんか。

尾崎教育長職務代理者    選定委員会の議論の中でここでは見えにくいところがありますので、あえてお尋ねしますが、今回明確に付録の付いている会社と付いてない会社がありましたが、これについてはどういった議論があり、先生方の現場調査員等の必要な意見がどうであったのかお聞かせください。

北田部長 調査員の意見、あるいは各学校の方に巡回してこの図書を回しているのですが、教員からの意見を見ますと一つには道徳のノートがあった方が書き込んだりしやすい、という意見もあったんですが、それよりも数が多かったのはノートがあるとどうしても、それをその時間に埋めてしまわなければいけないとか、今まででしたら教員が各道徳の時間毎にワークシートをつくって、子どもたちの様子や授業の進め方に適してつくっていたけれども、ノートがあるとノートの流れに沿って進めないといけないという事もあって、多少授業としては進めにくい面もあるので、道徳ノートについては、ない方が教員として授業は進めやすいという意見が多かったです。

亥埜委員 心のノートというのがありましたが、それに代わるものがワークシートですか。

北田部長 心のノートとの関連があるものではありません。

尾崎教育長職務代理者 先生方が実際されてきて、その関連性から見ても、今お聞きすると、現場の負担感があると、ワークシートであれば必要なところで、書き込みであるとか、子どもたちの言語活用を入れる事は出来るが、ノートが付いていると負担というか必ずやらなければならない、というようなニュアンスですかね。

北田部長 白紙でノートに書いていないという事も出来ないですし、付

いているものには全部埋める、という事も必要になってくると  
思いますし、1時間(45分)の授業の中でノートも埋めてと  
なると、教員としても授業も進めにくいと言う意見も多かっ  
た  
です。

尾崎教育長職務代理者 ありがとうございます。

八木教育長 他にご意見ございませんか。

尾崎教育長職務代理者 ノートに関連してですけども、見てても道德の答えは一つで  
はないですよ。

授業中に書かなくても、宿題でこれをやったら一人一人がこ  
の授業を聞いて、この子はどういう受け止め方をしているのか  
とか、多分人それぞれに違う受け止め方をした答えをしてると  
思います。

答えは一つじゃないし、正解はないので。なので先生が授業  
をして、この子ども達がどういう受け止め方をしているのか  
な、とか、そういう考え方をするのにノート付きがいいかなと  
思います。

毎日毎日、宿題でもいいじゃないですか。

交換日記みたいに。その中で、いじめられている、などそう  
いう相談もあるかもしれないですし、そういうような使い方を  
すればいいのではないかと思います。

北田部長           今おっしゃいました、子供たちが書き込んでいく中で、子の成長が順番に分かっていくという事でも、もちろんノートがいいという意見もございました。

八木教育長           他にございませんか。

森脇委員            少しこだわってもいいですか。

お手元にある光村図書出版の「奪われた自由」というのが150ページにあるのですが、153ページまで最後の質問になっているところなんですけども、自由という事についてですね、わがまま勝手というものです、と言われた後に「決死の覚悟で訴えるガリュウの勢いに押されて王子は言葉に詰まった」とあるわけですよ、その後に、「えい、生意気な」「うるさい」とあり終わるんですよ。

その文章を読んで一番最後に、あなた方が言っている自由というのはわがまま勝手というものです、と言われた時にジェラード王子はどんなことを考えていたでしょう。

という問いに対して生徒が考えるのはとても難しいと思いました。

難しいというのは、それを先生がどのように解釈して伝えるのか、人の心の中なので人の心の中を詮索するわけです。

その時にすでに反省したかもしれないし、もしかしたら反省してなかったかもしれないですよ、「うるさい」という言葉を言っているわけですから。まだまだ分かってなかったのでは

ないか、と思うんです。

この人の考えは、その前の言葉で全部あるわけです。

この一言で変わったと思えないので、自分の考えをそのまま持っていて、「なんで、そんなことを言うねん」、みたいな事を思ってたのかな、それとも反省の、うろたえる気持ちが有りながら、こうしたのかな、という事を考えることがどういう意味があるんだろうと思うんです。

なのでここで考えようとしている言葉が道徳として違和感があります。

伊丹委員            いつも登場人物の考え方を考えさせるという問いが多い気がします。

森脇委員            一年の教科書の時の、かぼちゃのツルのときもそうでしたね。

伊丹委員            授業としては、登場人物の考えを考えさせる事によって、先生の方でそれに基づいた生徒の個人の考え方を導き出すという目的なのですか。

この問いだけで終わってしまうと、森脇委員がおっしゃるように登場人物の事を考えて終わってしまうような気はします。

竹田課長            進め方として教師によったり、学年での話し合いによって、いろいろあるとは思いますが、基本的に最後には実生活にい

かに自分の事を変えていくか、実生活に活かしていくかというのが、流れの最後には必ず出てくるような進め方を考えています。

森脇委員            今のは、伊丹委員の問いに関して答えだと思うんです。

竹田課長            はい。

森脇委員            そうではなくて、わたしが言ったことに対してどうなのか。

竹田課長            先ほどの件ですか。

森脇委員            そうです。

竹田課長            失礼いたしました。

先ほどの件につきましては、途中途中の中で子どもたちが考えていくという事ですけども、そこで教師の考え方に縛るのではなくその時点で、子どもたちがどう思っているのかを引き出す、それが例えばその子にとっては、こう思っている、もっと、違う考え方を持っている子もいるかもしれません、それを年間・学期毎を通して、そこの変わりようが見られていけばいいのかと思います。

北田部長

光村図書出版は、国語の教科書も本市は光村図書出版を使っていますので、おっしゃったように問いとしては国語的な問いになってきますよね、あれだけ見れば。

授業を進めるのは教員ですから、そこと違うのかもしれませんが、国語的な流れの教科書がいいと考える教師もいるでしょうし、光文書院のように違うパターンの教科書がいいと考える教師もいてるでしょうし、これは様々です。

ですので光文には光文の光村には光村のいい所がありますし、他にも教科書はありますのでそこは議論していただいて、最終交野の子どもたちにふさわしいのは、どこの発行者なのか決定していただけたらと思います。

尾崎教育長職務代理

どちらも読み方次第ですので、国語と関わりが全くないというのも変な話で、どのような関わり方をしているのかが大事なことで、先ほどの選定委員会でも指摘にありましたように、これを逆に森脇委員がいいと言われてた、下の方に書かれている問いかけというのは、まったく国語的なんですね。

例えば「ガリュウはどんな気持ちで王子に訴えたか」なんて、まさしく国語的です。

先程、竹田課長のお話でもありましたように、二つの要素として一つは読み取りはしないといけないけれども、今度はそれを自分の生活の中であるいは体験の中で、ということで考えをつくっていったらという発想ではないかなと思うんですね。

そういう意味ではどちらもそういった部分はあるだろうと

思います。

なので森脇委員が気にしておられる、光村の後ろの考えようというのは、光文書院では欄外の下の部分にあたって、教材末にある問いかけというのは、光村図書出版では三つ目の問いと共通していて、さらには繋げようということで、発展的な読書にして、オープンエンドと申しますか、その辺がこれからは大事なところと思うのですが、光文書院が引っ掛かるのは、164 ページの「本当の自由とは」のところで、最後に問わなければならないけど、「自由とわがままの違いはなんですか」と、ここに示唆的な、これは森脇委員にしたらここはいいんですよね。

こういうのがあるからいいと。

森脇委員

はい。

尾崎教育長職務代理

これは、示唆してて、わがままと自由は違うんだよ。

それはわがままじゃありませんか。

そういう歴史的に見ても、わがままと取られていたことが、女性の権利を守っていたり、あるいは弱者の立場を、というような事が実は道徳が変えられていった歴史の中で、わがままとというキーワードが人権を大事にするという事で、少し引っ掛かるようなことがあります。

そういう意味で言いますと、ここの方向付けは、違いとはなんですか、そういうことをこの奪われた自由では、感じた

らいいのではないのかと。

結論はわがままではないという事にもっていくんですが、しかしその背後には、自由とわがまま、わがまもあるよね、という前提があるというような、そういう事に繋がりがねないかと。

両方とも難しいですね。

本当の自由とはどんなものでしょう、というのをこれは同じ問いを発していますよね、光村図書出版も光文書院も。

森脇委員                    そうですね、それは二つともありますね。

尾崎教育長職務代理      これはずっと考え続けなければいけない。

森脇委員                    はい。

尾崎教育長職務代理      これをきっかけにして考えてくれたらいいですね、というスタンスは両方とも同じだと思います。

森脇委員                    当然そうだと思います。

ただ、道徳の時間で伝えたいことは一つではなくてたくさんある中で、子どもの頭の中で整理する意味でも、こういう事を伝えたいんだなという事が分かってするのは私はそれでいいと思うんです、道徳なので、道徳はそこに後から、これは何に伝えたいかを掘り下げて考えさせる時間の方がもったいない

と書いて。

「こういう事を伝えたんだよ」「今はこういう事を伝えたんだ、これから」という事を、深掘していったり考えたりする時間は本当に短い時間なので、その短い時間の中で考えさせるのは、何を考えたさせるのか、ということを書いた時に、テーマは、はっきりと与えておいてあげた方が子どもは素直なので、素直にそこに向かっていくのかなと思います。

八木教育長

他にございませんか。

一つ意見を言わせてもらいます。

道徳の教材というのは、一つは偉人の話でもう一つは最近の話で例えれば、阪神大震災や東日本大震災などに関する話です。偉人の話は沢山あっていいのですが、子ども達が見たときに遠いところの話のような感じがするのではないのかと。

最近あったような事で、あるいは地域性で見て近くで起こった話など、自分の生活と繋がっているところで起こったことについて考えてみよう。

自分の生活の延長線上で起こっていることを振り返ってみたらどうだろうという視点が、どの会社にもあるんです。

後の方に編集部作などの文章が高学年の後の方になると出てくるので、そういうところが会社で作られたのだろうと、そういう選び方を見たときに光村と光文を比べますと和歌山の串本のエルトゥール号の事故の話が後のイランイラク戦争に繋がって、日本人の脱出に繋がった話や、京都大学の山中伸

弥さんの話など、最近のことが光村には載っているので光村図書出版が好感が持てると思いました。

名もない人達がこんな事をしてるんだよと紹介するような視点を向けるというようなところで、出版社の心意気が感じられるんですね。

森脇委員

その通りだと思います。

最近のお話とか、身近なところを本当に子ども達に知ってほしい出来事を取り上げるという事が大切だと思う中で、光文書院の共感できるお話があり、ぜひ子ども達にも知ってほしいと思います。

尾崎教育長職務代理

共通教材ということで一年生のかぼちゃのツルの話で、これが表現が二つに分かれてて、片方はアニメでもう片方は文章表現で、これについては選定委員会などでご意見はなかったのですか。

北田部長

両方の意見がございまして、国語の文章から考えると国語的な要素の中で光村のこれがいい、という意見もあれば、国語とは違ったパターンのこちらの方がいい、という二つに分かれるんです。

なので、どちらの方が絶対にいいという事ではないんです。

ただ版の大きさが違いますので字が多い・少ないで言います

とそんなこともないんですけど、版が小さいほうがグっとなりますので字としては多く見える、ただ中身としては、だからと言って光村の方が45分では、しにくいという事ではなくて、という意見はございましたけど、絵と文字で言うとどちらもそれぞれです。

尾崎教育長職務代理 ある程度、担任の好みでも変わるかもしれないという事ですか。

北田部長 そうなりますね。

尾崎教育長職務代理 あとは担任の工夫ですね。

もう一つ、これは全部の会社ではないですけど、非常に定評のある教材で大学で学生にこの教材をやって模擬授業をさせたりして、これを教育長にお話ししたら、科学的におかしいと言われる教材なのですが、結構道徳としては議論に必ず例をいれるんです。2年生の泳げないリスさん、これについてはなにか、つまり交野の中でも実践されている先生がおられて、それに関連してでもいいですけど、この教材っていいよね、それを取り入れてる教科書会社として、例えば今上がっている光村図書出版や光文書院どうなのか。

今、交野で行われている道徳の授業、道徳の取組それらと、どう連動していて、この教科書はいいよね、というような類の意見はなかったのですか。



断していただけたらと思います。

尾崎教育長職務代理　　今のお話を広げて考えたら、アクティブに主体的・対話的など、いろいろ議論がある中で、各社が学習の進め方のところでいろいろパターンを出されていますよね、そこについての評価はどうなのですか。

竹田課長　　そこは教科書会社も意識されているな、ということで、どの教科書が優れているとかいう話ではなく、意識しているよね、という話は選定委員会の中では出ていました。

尾崎教育長職務代理　　では、逆に言うと、足並みが揃っているので、差が出にくいというような事ですかね。

北田課長　　選定委員会の中ではそういうような話になります。

森脇委員　　でもその中でも二つ選ばれたんですよね。

尾崎教育長職務代理　　今のは限定した、特定のアクティブラーニングという目で見ると、学習の進め方というページについて、どうでしたかと聞くと、ここについては差異はうまれなかったと、ということはどこの教科書会社もそこについては、よく頑張られたのかと思います。

特徴的なのは、東京書籍は後ろの問いを作品の方と生活の方

と非常に特徴的だと思うんですが、それもあまり出なかったですか。

北田部長           東京書籍につきましては先ほど申し上げた、形式を考える中で途中にありませんので、教員としては進めやすいという意見があったのと、ただ経験の浅い教員がまず、この教材を使う時にそこは少ししんどいのではないかという両方の意見がありました。

資料にもありますように、調査員の報告ですが、それぞれ優れた点がありますが、特にこの辺が特徴としてよかったとあがってます。

森脇委員           道徳に関しては他の教科と質が違うと思うんです。何が違うかということ、教員の経験ではないと思うんです。

教員経験は教え方なので一般の教科はそれはとても大きいと思うんです。

でも道徳に関しては人間力だと思うんです。

人生経験でそこは図れない。教員の経験ではないと思います。そこに補足といいますか助けがいますと思います。

その人の力、云々じゃないです。

尾崎教育長職務代理    そういう事を助けるために、後ろの巻末の問いがいますということですね。

森脇委員           はい。いると思います。

尾崎教育長職務代理

日でも、まず作品で考えてそれを生かそうという。よく似たつくりをしているんですよね。

こころのノートは、現場にはインパクトがあったし子どもは参加しながら道徳を学べてよかったと思います。

非常に配慮されて、つくられていると思うんです。

マス目ひとつにしても、日文ですがハート型にしたりなど。こういう事をワークシートに活かしてもらったら採択されなくても、教科書を一冊だけでも購入してヒントにされるのもいいのではないかと思います。今回は初めての道徳での教科書採択だったので、どの業者も手さぐりなところがあって、今一番に候補にあがってる光村も決してオールマイティーではなくてマイナス面を抱えたまま一番になっている印象を持ちます。

そういったことを含めて、私たちが最終的に採択するときにはそれを発信していかなければならないと思いました。

八木教育長

他に意見はございませんか。

伊丹委員

調査員というのは学校の教員がされているのですか。

北田部長

はい。

伊丹委員

教科書はあくまで道具であって、これに書いてあるのが、持っていき方次第で、正しいわけではないですし、教員それぞれの考え方が正しいわけでもなく、もちろん一定のここにもっ

てきたいという目標はあるかもしれないですけど、子どもたちができるだけ自由に自分たちの考えを発言できて、もしかしたら教科書が思っている結論とは違うものが出てくるかもしれないけど、それはそれでいいのかと思いますし、教員の授業のやり方を助ける意味で道徳の教科書があるのであれば、教員が「これがやりやすい」と押すのならば、光村図書出版でいいのかなという気がします。

八木教育委員長      他にご意見ございませんか。

亥埜委員              体験的な学習とありますが、道徳というのは見たり聞いたり自分で経験しないと分からないこともあるので、これを見ていたら、家族や従妹に書いてもらいましょう、とかそういった学校や家庭も含めての、自分で体験できることもあるので、総合的に考えたらそういったことも必要なもので、読み・聞くでは国語なので、国語と道徳との境目というのは僕も分かりませんが、道徳となると先生の間力もあるだろし、机の上では決して道徳というのは勉強できないですね。そういうところを広げていくのに、ノートに書いていくなり、もう少し他の人と係わりましょうとか、体験的なものが必要なのかと思います。

八木教育長              先程いろんな委員、事務局の方からありました、これは、はじめての教科という事で、出版社の方も試行錯誤されている途中だということもありますし、学校方も教科が初めて教科書が

ある教科ですので、いろいろ試行錯誤しながらやっていかなければと思います。

皆様の意見をご集約いたしますと、光村図書出版の特別な教科道徳ということで集約させてもらう事でよろしいでしょうか。

各委員                    はい。

八木教育長                お諮りいたします。

平成 30 年度使用小中学校教科用図書につきましては、「特別の教科道徳」光村図書出版、道徳きみがいちばんひかるときの採択することにご異議はございませんか。

各委員                    異議なし

八木教育長                異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり採択することに決定しました。

以上で日程 3 議案第 22 号「平成 30 年度使用交野市立小中学校教科用図書の採択について」を終わります。ここで、暫時休憩といたします。

八木教育長                それでは、定例会を再開させていただきます。

日程 4 報告第 7 号「教育長の報告について」を議題といた

します。報告事項1「交野市立星田・旭小学校屋上防水工事及び交野市立郡津・岩船小学校屋上防水改修工事及び、交野市立妙見坂小学校・第四中学校屋上防水改修工事の入札結果について」の説明を願います。

木村課長

報告させていただきます。

「平成29年5月26日 第7回 交野市教育委員定例会」で承認を頂きました、小中学校防水工事3件についてでございます。

6月28日に開催されました入札にて落札されましたのでご報告させていただきます。すべての改修工事について最低価格での落札となっております。

まず一点目につきまして星田・旭小学校屋上防水改修工事ですが10社が入札に参加されました。

請負額は64,800,000円になっています。

こちらは大阪市内にあります中外商工株式会社に決定いたしております。

二点目につきまして郡津・岩船小学校屋上防水改修工事ですが7社が入札に参加されました。

請負額は84,132,000円になっています。

こちらは(株)関西マサルに決定いたしております。

三点目につきましては妙見坂小学校・第四中学校屋上防水改修工事ですが13社が入札に参加されました。

請負額は、44,928,000円となっております。

こちらは（株）藤井工業に決定いたしております。

なお工期につきましてもすべての防水工事について 7 月 4 日からとなっておりますけど、各校とも改修工事に入っております。

以上、屋上防水工事、三件の報告とさせていただきます。

八木教育長 説明は以上です。ご質問はございませんか。

各委員 はい。

八木教育長 それでは、日程 4 報告第 7 号「教育長の報告について」を終わらせていただきます。

続きまして、日程 5 議案第 23 号「交野市野外活動センター条例を廃止する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」事務局、資料説明をお願いします。

清水課長 議案第 23 号 交野市野外活動センター条例を廃止する条例に対する意見を市長に申し出ることについて、ご説明いたします。

先週の 14 日の（金）、当該施設を委員の皆様にてご視察いただきました。

その際に事務局が説明を行い、委員の皆様には施設の状況を確認していただいたところです。

交野市野外活動センターは、青少年の健全な育成と市民の体

育、レクリエーション活動の普及を図るために昭和 49 年に開設されましたが、ゲリラ豪雨時などの異常気象時には安全確保が困難であり、また、施設が老朽化し改修に多額の費用を要することなどから、平成 22 年より施設を休止して参りました。

この間、施設の再開に向け検討して参りましたところ、薬注による井戸水を使用しており衛生面に不安があること、シャワー等の施設がなく、利用者のニーズに対応できないなどの理由に加え、星の里いわふね等の施設で代替が可能であることから、交野市野外活動センターを廃止しようとするものです。

議案第 23 号 交野市野外活動センター条例を廃止する条例に対する意見を市長に申し出ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の法律より、委員会の議決を求めます。

慎重なご審議を、よろしくお願い申し上げます。

八木教育長           ありがとうございます。説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

森脇委員           廃止するにあたって、どうして廃止するのかなどホームページに書いているんですか。

市民に対して何かに公表されたんですか。

竹田部長           手続的には教育委員会で市長に申し出ることにご同意いただきました上で 9 月議会に条例を廃止する条例案を提出いたし

ます。

市民の方に対してですが、廃止する条例が可決しました時点になるのかは検討させていただきますが、廃止というところは周知が必要だと思っています。

森脇委員

ほぼ問題ないと思うんです、ずいぶん長い間使われていないので、問題はないと思うんです。

ただ、かつて使っていたという事もあるので、例えば子どもが学童に行っている時にかつて使っていた、その時にとてもよかった、というイメージがあれば、今の事情が分からないという事もあるので、「廃止ありきで、考えているんじゃないのか」「子どもにとってはとてもいい所だ」「手直ししたら使えるんじゃないか」、みたいな事を言う人もいるかもしれないので、どこかで明確にされた方がいいのかと思います。

竹田部長

9月議会の議題で議決いただきました際には、総務課の方から議案の結果という形でホームページ等で。また議会事務局の方からも議案の議決結果としてお知らせしたいと思っています。

多くの市民の方にご利用していただき思い出もある施設だと思っていますので、その点につきましては議決いただいたのちに、その旨は周知、ホームページや他の方法もあるかとは思いますが、周知していきたいと思っています。

八木教育長

他に質疑はございませんか。

尾崎教育長職務代理　　これは条例を廃止するという、そういう条例をつくるという事で、その後の事については、廃止となった段階で新たにですか。

竹田部長　　進入路が民地でございます。進入路の契約が平成31年3月末まででして、進入路の5年契約でお借りしていますので、それ以降につきましては当然施設の用地につきましては借用地の部分も若干ありますが、市有地、市の所有している土地がございます。その部分について今後の活用等は、条例を可決いただきました後でも検討が必要であると考えております。

ただ進入路の借地の活用については問題になってくるかと思えますけれども、何か有効に活用するにあたっては、かなりの倒木等危険がありますので、安全性を担保したうえでの活用になると思えますけど、これは別の問題として検討は必要かと思っております。

八木教育長　　はい。ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

尾崎教育長職務代理　　3月以降は、道に関して、今みなさんハイキングなどで勝手に入入りしておられますけど、それは不法侵入になるのですか。

竹田部長 厳密に言えば、道を勝手に通られているという状況にはなると思います。

地権者のご意向等も今、協議を進めておりますけどもいろいろございますので、地権者のご意向も考えた上で、返却すれば、あとは市が関わることはありませんが、今は消防のパイプラインが通ってましたり、大阪府の指定ハイキング道路にもなっておりますので、その辺りは府と地権者の協議にもなってくると思います。

森脇委員 ハイキングしてきて、「ここからは通れません」となれば、引き返すことになれば大変ですものね。

尾崎教育長職務代理 前にいただいた書類の通りですよ。

野外活動センターは見る限り、劣化が進んでいて再利用は難しいのかと思いますが、他に野外活動されているグループの方から見たら宝物かもしれないし、情報としてはいいのかと思います。活用できるグループなどに見せてあげたらと思います。

八木教育長 他にご意見ございませんか。

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第23号「交野市野外活動センター条例を廃止する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」は原案のとおり可決してよろしいかお伺いします。

各委員 異議なし。

八木教育長 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決しました。以上で日程 5 議案第 23 号「交野市野外活動センター条例を廃止する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」を終わります。

続きまして、日程 6 議案第 24 号「平成 29 年 9 月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて」事務局、資料説明をお願いします。

後藤室長代理 担当課からの説明の前に、今回から補正予算を議案としてあげられています理由を簡単ではございますがご説明させていただきます。

今回から議案としてあげさせていただいております補正予算についてなのですが、「教育長に対する事務委任規則第 2 条第 7 号の規定に教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること」とありまして、これについては教育長に委任ができないことから、補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて委員会の議決を求めることとさせていただきます。

この後担当課から内容説明させていただいたのち可決いただきますようお願いいたします。

八木教育長 それでは各担当課より資料説明お願いいたします。

本多課長

青年の家の展示室整備事業について、文化振興目的に 180 万円寄付の申し出がありました。

その方の意向の中に青年の家の展示室も充実を図ってほしいという意向がありましたことから、この事業を行う事になりました。

内容といたしましては紫外線防止フィルムを貼る、展示プレートや色紙の額、室内の電球のLED化、等を整備したいと思っております。

最終予算額は 1,056 千円ということですので、残額を財政調整基金で積立を行うものです。

八木教育長

補正予算の起案の内の一つ目、青年の家展示室整備事業についての説明は以上でございますが、これにつきまして意見はございませんか。

尾崎教育長職務代理

裏の施設平面図ですが、この場だけで分かりやすくするためにつけていると思うのですが、実際の平面図と違うのですが、これは 1,056 千円なので、こんなことをするはずがないと思うのですが、適応教室が飛び出てますよね、今は分かりませんが会議室のような適応教室の前に囲いがあったと思いますが今ありますか。

本多課長

パーティションで仕切っているところですか。

尾崎教育長職務代理     そうです。

本多課長                 はい、あります。

尾崎教育長職務代理     それは、相談室の事で適応教室の中に入る意味？  
これをそのまま正直に受け取るとそういう工事をするという風に受け取れかねないですが、今の話はそういう事は一切なくて、紫外線フィルムを貼ったりLEDにしたりなどその程度ですか。

本多課長                 地図の方が分かりにくかったので申し訳ないです。そういったような工事の方は考えておりません。

尾崎教育長職務代理     施設平面図に間違いがあるということですね。

本多課長                 はい。

尾崎教育長職務代理     了解しました。

八木教育長               他にこの件につきましてご質問ございませんか。

尾崎教育長職務代理     一般の方は見れるのですか。

本多課長                 はい。見れます。

尾崎教育長職務代理 鍵が掛かっているのですか。

本多課長 はい。

八木教育長 公開する日があります。

伊丹委員 もし修繕されたときには、知らない方が多いと思うので市民の方に広報などで周知してもらえたらいいと思います。

八木教育長 他に質疑はございませんか。

各委員 はい。

八木教育長 それでは、次の説明をお願いいたします。

真鍋課長 続きまして、森新池試掘調査について説明させていただきます。

裏面の地図をご覧ください。

事業の内容といたしまして、森区民ホールの横に森新池がありまして、その箇所を埋め立てて、あまだのみや幼稚園移転候補とされているという事で、そこが「周知の埋蔵文化財（遺跡）」内のため、そういう場合は遺構・遺物の確認をしないとイケませんので、試掘調査費といたしまして今回、予算を計上させていただきました。

まず、調査期間でございますがこの池に水が溜まっていますので、水が抜けた平成 29 年 12 月から平成 30 年 2 月の間で一ヶ月を予定しております。調査方法といたしまして、トレンチといたしまして、2m×2m程の穴を25カ所この池の底に掘削させていただきまして遺物の有無を確認して、出た箇所につきましては調査を広げて行いたいというようなことでございます。

歳出予算額でございますが、5,623,000円となっております。仕訳といたしましては直接の工事費といたしまして約3,000,000円、その他、共通仮設費や現場管理費や一般管理費等で2,600,000円となっております。

予算科目でございますが、教育費・社会教育費・文化財保護費・委託料になります。

以上、森新池試掘調査の説明とさせていただきます。

八木教育長                   この件につきまして、ご質問ございませんか。

尾崎教育長職務代理       この工事と申しますか、試掘というのは業者と教育委員会の職員でなさるとい事ですか。どこかに委託するのですか。

真鍋課長                   調査の主体自体は教育委員会で、専門的な重機、確認調査の専門員を業者の方に依頼し、実際に2名の方に入ってもらい調査をしていくという事でございます。

亥埜委員            どうして、こんなにややこしい場所が候補にでてるんですか。

                          お金がかかるのになぜこんな場所を候補地にしてるんですか。変更したらいいんじゃないですか。

真鍋課長            その辺りに関しましては、健やか部の方で決められていて、うちの方は健やか部で埋め立て工事を予定したいという事ですので、その辺りに関しまして判断はございません。

亥埜委員            文化財はこちらで調べる規則は知ってますけど、他の場所を候補地に探したらいいと思いますけど。

                          無駄なお金を使わなくてすむかと。

森脇委員            その説明が欠如しているから、いきなりこの話になるんですかね。

伊丹委員            いっその事、場所を変更したらいいのに。

竹田部長            先ほど課長が申しあげましたように、幼稚園の移転に関しましては所管が、健やか部の所管となっておりますので、この件に関しましては子ども子育て会議に諮問中であるということで聞いてございます。

                          予算的には移転の候補地ということで、あまだのみや幼稚園は森新池というところで市の方で方針が出ていまして、今年度

の予算で設計の委託料も予算計上されておりますので、担当部署の方では今後、森新池を埋め立てる設計に入っていくというように考えております。

それに伴いまして包蔵地にこのエリアが入っていますので、生涯学習推進部としましては包蔵地の遺跡の遺物の確認はする必要があると思いますので、今回のこのような形で予算要求させていただいた次第でございます。

森脇委員           ここではこのような議論から始まるんでしょうけども、そういう問題は思いつく人は思いつくので、なぜその場所になったのかという説明があってから出された方がよかったのではないですかね。

伊丹委員           流れとしましては、試掘をして仮にここで何かが出てきたらどうなるのですか。

例えば、候補地に実際にそこに移転するのかどうなのかという、一つの事情として遺跡が出てきたがどうなのかという事が考慮されるという事なんではないでしょうか。

真鍋課長           遺跡は日本全国にありまして、通常ですと記録保存という形をとらせていただきます。

どういう事かと言いますと、そこで出た物を写真とか図面になりまして、一応保存して工事を着手していただくという手順となります。

ただし、国宝級のものが出た場合は指導が入りますので、その場合は工事はストップになる場合も少なからずありますが、基本的なところは記録をわれわれが作成しまして工事の方をやっていただく、そういう手続になっております。

伊丹委員            試掘をして遺跡が出てきたとしても移転するか否かはあまり影響なくて、今後新たに国宝級が出てこないかぎり、追加の予算というのはこれに関しては出ないという形になりますか。

真鍋課長            現在、予算要求させていただきましたのは試掘予算でございます。

仮に、ここで出てきた場合は本調査の予算が必要となってきますので、その件に関しましては、平成 30 年度予算に計上していきたいと考えております。ご理解いただければと思います。

亥埜委員            この池は、森区が持っているんですね。

真鍋課長            市有地です。

亥埜委員            市有地の池ということは、お金はいららないのですね。

真鍋課長            そうということです。

八木教育長 他にご意見ございませんか。

各委員 はい。

八木教育長 それでは次の説明をお願いします。

本多課長 それでは、交野市総合体育施設駐車場整備工事、について説明いたします。

交野市総合体育施設に隣接いたします私部公園の臨時駐車場の方が、平成 29 年 6 月 30 日をもちまして地権者に返すことになりましたので、こちらは緑地公園課の方が持っていたんですが、私部公園は近隣の公園であるので駐車場につきましてはこれをもちまして返すということになりました。ここはテニスコート、多目的グラウンド、野球グラウンドがあり、そちらに止めていた人の駐車場をどうするかという中で、いきいきランドはミスノが指定管理で請負しているんですが、こちらから打診したところいきいきランドがうけてくれるという事で、今はいきいきランドの駐車場に止めるという形になっているのですが、もともとその臨時駐車場が約 90 台止めれる状況でした。

その中でその 90 台が、いきいきの方に駐車しますと年に何回かはかなり混雑しまして、使おうと思っていた人が使えないという状況が起きることから、隣の施設の利用者も入ってきますので施設内及び第二京阪道路高架下内駐車場の台数を増や

すという工事を行うものです。

裏面の地図を見ていただけましたら、高架下に緑色で塗っているところが、高架下駐車場として、すでに整備はされていて区画も取られております。

こちらの方はまだ区画が大きく取られているので、もう少し区画の取り方を考えたら約二つのスペースに5台程度増やせるという事なので、こちらの緑色のところで5台増やす。

これは区画だけになります。

赤の点で示されてる場所2か所に照明が付きまして、赤で大きく示されている部分は、歩道を切り下げて階段を設置する予定です。

青の部分ですが、久御山線沿いは斜面になっていまして駐車場の場所を確保をする。貯水池の横は今の区画を整備しながらもう少し止めれるように区画するという事で、青色の部分で28台、緑色の部分で5台、全部で33台の増設を考えております。この間、階段の設置ですが今まででしたら、通常いきいきランドの方に向かいますので私部公園に向かう事はなかったのですが、私部公園に向かうルートがございませんので階段を設置して照明のところを渡っていただいて、反対側の向井田住宅の歩道を歩いてもらい私部公園に行ってもらおうというルートのために、こういった形で階段を設置するという事です。

以上です。

八木教育長

この件につきまして質疑はございませんか。

伊丹委員 緑の部分は、今は駐車場とおっしゃってましたが、これは一般の方の駐車場なんですか。

本多課長 これはいきいきランドの高架下の駐車場になります。

伊丹委員 現状を、区画を増やして使うだけということですね。

本多課長 はい、そうです。

八木教育長 要するに、線を引き直して使うという事です。

亥埜委員 現在は何台止められるのですか、緑色のところは。

本多課長 今の所は、2か所合わせて、三十何台かでございます。きちりと分かりません。申し訳ありません。

亥埜委員 それが、プラス5台になるという事ですね。

本多課長 はい。

八木教育長 他にお質問ございませんか。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

八木教育長 それでは、四つ目の説明をお願いします。

木村課長

平成 29 年度交野市一般会計補正予算（第 1 号）について、  
就学援助費支給に係る補正予算について説明申し上げます。

就学援助費については、現在の交野市において経済的な理由  
により就学が困難と認められる児童、生徒の保護者に対して経  
済的な援助として就学援助費を支給しています。就学援助費の  
中には、小・中学校の入学時に給付を受ける「新入学児童生徒  
学用品」がございます。就学援助の申請の認定が小・中学校入  
学後となるため現在の支給月は 8 月頃となっております。また  
今回の補正は国や他の自治体の動向を勘案し、援助が必要な人  
に速やかに支給できるよう新たに「中学校入学準備金」と項目  
を新設し入学前の小学校 6 年生の 3 月に支給するものでござ  
います。なお、小学校新入学時の入学準備金については、中学  
校入学時とは異なり就学援助の対象児童の把握等の解決すべ  
き点が多いことから、今後の検討課題とし、まずは「中学校入  
学準備金」を制度化するものであります。

続きまして、補正予算の金額につきましては、4,788 千円と  
なっております。また積算根拠につきましても参考資料の 3、  
積算根拠の通りでございます。

以上、平成 29 年度交野市一般会計補正予算について、説明  
を終わります。

八木教育長

これについて、ご質問ございませんか。

伊丹委員

この準備金は現金で支給されるのですか。

木村課長                   口座振り込みで考えております。

伊丹委員                   今までは一度、立替えてもらって 8 月に銀行振り込みで支給という形ですか。

木村課長                   はい。新入学準備金なので、就学援助を受けられている方に対しては支給します。

                                ただ、支給時期が今現在 8 月になってますので一旦立替払いで、必要な方は支給前に購入することになります。

伊丹委員                   使い道は特に定められていないのですか。

木村課長                   使い道といたしましては、新入学準備金ですので原則と言いますか、決まりは新入学の学用品などに当てて貰うという事になります。

伊丹委員                   懸念しているところが、経済的に厳しい方に対して支給されるものだと思うので、3月に支給して、実際買う時に、お金を使ってしまって学用品が買えない。という話もないとも言えないかと思ったりして、でもそれが全国的にこういうものになっていて、何も問題がなければ、いいのかなと思うんですけども、少しどうなのかと思います。

大湾部長                   確かに今現在、新入学準備金として 3 月に出している市町村

というのは数は少ないですが、支給している市町村もあります。

全国的には今年、来年辺りには、ほとんどの市町村が導入するのかなと考えています。

伊丹委員           例えば、現物支給じゃないですけど、これが必要だから、これを費用負担なく差し上げましょう、という事は難しいでしょうか。

木村課長           現物支給になりますと、新入学では小学校ですと、ランドセルが必要になるという話になってくると思うんですけど、中学校ですと制服などになってくるのかと思うんですが・・・。

伊丹委員           懸念は分かります。  
どうしても経済的にしんどい方とか見たりするので、その中で制服を買おうと思ったけども、ローンが厳しかったりだとか、他の物に使ってしまって制服代が払えませんが、では本末転倒なので、制服代からその分を引きましょう。という話にはできないのかと思いました。

森脇委員           義務教育の場合は必要なお金が分かっていますもんね。  
必要なものが分かっているから、準備金で子供に本当に必要なものを準備してあげるのが一番いいやり方ですよ。

木村課長           それは保護者の責任でお願いしたいと思っているんですけども。

森脇委員           もちろんそうですよ。もちろんですけど、いろんな保護者がいらっしゃる中でね。

                    それと、3月はすごく早いのは確かなのでね。

                    絶対にそれができないのであれば、出来ない理由があるという事とか、客観的に考えたらそれが一番いい方法なのかと違って。

                    何が一番いい方法なのかと考えて、3月にされたんだと思うんですけど、じゃあなぜ3月なのか説明してください。

大湾部長           今回の改正につきましては、トータルでもらえる金額には変わりはないかと思うんです。

                    今までですと、認定をするのが中学入ってからしか認定できなかったということで、早くても8月になってしまったという事です。

                    今回の新入学準備金、もともとは市の学用品費につきましては、やはり小学校ではランドセルや中学校では制服などを買うためにお金がいりますねということで支給するべきものですので、やはり入学前の3月がいちばん必要な時期だという考え方でございます。

森脇委員           1年後ですよ。

大湾部長 違います。

森脇委員 2年の3月ですか。

大湾部長 中学校に入る年の3月です。

森脇委員 そういことですか。

大湾部長 小学校6年生の3月に支給するという事です。  
今までは8月がどうだったというよりは、入学してから申請を受けて、認定手続きをしていると1回目の支給が8月になったので、その時に合わせてたという感じなんですが、趣旨からいたしますと新入学用品を買う時に本来は支給すべきものだと考えます。そこに合わせていくという形です。

尾崎教育長職務代理者 認定事態は4月以降なのですか。1年前の。  
それとも認定そのものを前で認定するのですか。  
今回課題としておっしゃった点ですね。

木村課長 今回につきましては一つの整理として中学校の認定者に出すというのが前倒しだという考えだと思んですが、今回あくまで小学校校6年生の子に出すという事ですので、今現在小学校6年生で認定を受けている子どもに対して入学準備金として出すという形をとらせてもらおうかと思っております。

尾崎教育長職務代理人 制度上、問題はないんですか。

木村課長 はい。

尾崎教育長職務代理人 例えば次年度の、中学校の新入学児童生徒学用品費に所得がオーバーして該当しない人が出てきますけれども、その人は構わないんですね。

小学校の6年生の2月の時点で、そのような事になっているので3月に支給する。

でも4月以降の中学校になった時のその保護者の所得が1年間前の所得で上回っていた。

ないとは思いますが、先ほど課題といわれたのが、制度上そういう事なのかと思ったんですけど。

大湾部長 一定で全国的にいろんな形がありまして、揃ってないところがございます。

例えば、枚方市・高槻市は6年生で支給されております、ただその時の課題といたしましては、例えば中学校に上がるときに、他の市に転校してしまったらとか、私立中学に行くなど、そういう課題はあるんですね、そこについては細かいルールが必要になってくると思うんです。

ただ今回につきましては入学準備金といって、小学6年生に支給する制度を一つつくり出すけれども、従前の中学一年生も貰える制度を当面残しておくのかと思っております。

それはそれまで貰わなかった人が中学校になって、初めて認定になるという事が出てきますので、当面は残しておいて周辺との様子をみまして、揃ってきますと一つにできるかと思いますが、そのような形で一つ一つルールを決めていき、こうなったらどうなるんだ、というルールを決めていき、させていただけたらと思います。

尾崎教育長職務代理者      子どもの立場に立った制度導入はいいと思いますね。

八木教育長                      どの町でも、これが今の悩みなんです。

伊丹委員                        例えば、制服が実際今の段階で買えないというか、8月に支給されるというので、タイムラグの関係で制服代が払えないなど、そういう世帯は実際にあるんですか。

大湾部長                        私が具体的に聞いたことはありません。ただ、今現在子どもの貧困が問題になっておりまして、全国的には今そういう事が上がっているということで、今年度につきまして入学準備金が増額しています。

今年の4月からは、これまで約半分だったのが倍に増額させていただきます。合わせまして国の方では小学校も含めて必要な時期に支給できるようにと制度が改正されていっているということで、他の市町村もだいたいそれに合わせて、その趣旨に則って市の制度を変えていっているということになってお

りますので、交野市で具体的にそんな人がいて困っている人がいたのか聞いたのか、と言われると直接は聞いておりません。

予想数が101人？

森脇委員

はい。

木村課長

今現在、小学校6年生で就学援助を受けておられる方が90数名おられます。

この一年間で、来年の3月位までで過去の経験上約10%の伸び率でございますので、およそ9人~10人増える形で、100名か101名の予想でございます。

伊丹委員

子どもさんにとっては、先に払ってちゃんとみんなと一緒に入れるという事が一番いい制度だと思いますし、これはそういう見方になった制度だと思うんですけど、子どもさんの思いと親御さんの思いが少し異なることもあったりだとか思うので、そこはこれを実際してみても、どうなっていくのかを見ていただく事が必要なのかという気がします。

他に質問ございませんか。

八木教育長

今、中学で制服・鞆・体操服を購入したらいくら位かかりですか。

亥埜委員

7・8万かかります。

北田部長

高額ですね。

森脇委員

金額的には基本的に国の制度に実質的なスタンダードで、そこに合わせているかと思います。

大湾部長

ですから、まるまるかかる分をすべて見ましょうというよりは定額の範囲内という事でございます。

例えば、給食費や修学旅行費につきましては100%見させていただきます。

他に質疑はございませんか。

八木教育長

本来でしたら、個別に伺うべきかと思いますが、だいたい質疑は出尽くしていると思いますので、この補正予算の件に関する4件をまとめてお諮りしたいと思います。

議案第24号「平成29年9月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて」は、原案のとおり可決してよろしいかお伺いします。

異議なし。

各委員

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決しました。

八木教育長

以上で日程6 議案第24号「平成29年9月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて」終

わかります。

これをもちまして、7月第9回教育委員会定例会議に付されました案件の全てが終了いたしました。



交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

\_\_\_\_\_

委員

\_\_\_\_\_